

平成29年8月期 木城町農業委員会定例総会会議録

開催期日	平成29年8月28日(月)午前9時00分～10時45分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:坂本康充 5番:堀田計一 6番:西和浩 7番:後藤ミホ 8番:平野豊文 (農地利用最適化推進員 7人) ・岡定男 矢野健藏 國岡伸二 久保田博文 田村和之 岸法彦 西哲郎
欠席委員	(農業委員 0人 推進員 0人) 農業委員: 0名 推進委員: 0名
出席職員	事務局長: 淵上達也 専門監: 三隅秀俊 主事: 濱砂裕紀
会議録署名委員	5番: 堀田 計一 6番: 西 和浩
議事日程	平成29年8月28日(月)1日間
報告	(1) 8月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(5条 1件、非農地 1件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について(3件) ② 農地相談員の活動について(1件) ③ その他
会議事件	議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第37号 非農地証明願いの承認について 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第39号 農用地利用集積計画(所有権移転)について
事務局 (事務局長)	皆さん、お早うございます。ただ今から8月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。皆さんご起立ください。一同、礼。ご着席してください。それでは、まず、最初に会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
議長(会長) 鎌田 勝敏	皆さん、あらためましてお早うございます。8月も暮れになりますと朝夕はちょっと秋の気配がするのかなという感じがしますが、まだ、日中は35度位の温度で体が未だについていけないような気がする訳ですが、まだ、宮崎の気温は35度36度くらいですが、新聞によりますと外国では、殺人的な熱風ということで載っておりますが、パキスタンでは54度。先日のラジオ放送を聞いていますとテキサスの方では、57度という異常な高温が続いているということです。イタリアの気温も50度が続いて、雨の降らない日が何カ月も続いている状況で、オリーブとかトマト・ぶどうそういうものに非常に影響があると報道されております。宮崎は、それに比べると幸いかなと思っております。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>また、先日の台風13号でも中国大陸に上がって大きな風が吹きましてテレビを見ていますと家が飛んだり、小屋が飛んだりしておりますが、それ以上にアメリカでは、ハリケーンが2・3日前に上陸したということで考えられないような雨量があったということで報道されております。そういうことで、気象、政治的なことはあまりよく判りませんが、トランプ政権にしても揺れ動いてメキシコとの壁を作るとか、北朝鮮が戦争をするのではないだろうかというようなあまり好ましくないような話題が最近多いのですが、そういう中でも私達は私達なりの生活を守りつつ頑張っていけないといけない、という気がしています。朝からあまりいい話ではありませんが、ちょっと気になりましたので話をしてみました。</p> <p>本日は、案件が4件であります。慎重審議をしていただきまして無事に総会が終わることをお願いしたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>有難うございました。本日の定例総会は、農業委員7名中全員出席ですので、総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名中全員出席ですので合計14名の出席となっております。それでは、会の進行につきましては、このまま会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>本会議に入る前にお願いをしておきたい事項があります。農地利用最適化推進委員の皆さんですが、議案に係る議決権はありませんが、ご自身の担当地区の案件のみ発言をすることが許されていますので、該当する案件のみ発言をお願いします。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今から平成29年8月期の総会を開会いたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、5番堀田計一委員と6番西和浩委員をお願いします。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、本会議に入ります。まず、議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の 8 ページをお願いします。</p> <p>議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてです。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 9 番 譲渡人 A. A 譲受人 K. K 土地表示 大字高城字下鶴〇〇番 地目 田 地積 185 m² 移動区分 売買 売買価格 全部で 55,500 円 経営状況 家族 2 労働力 2 経営面積 23,621 m² 家畜 なし 移動の理由 規模拡大 担当は事務局です。資料につきましては 11 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 10 番 譲渡人 K. T 譲受人 H. T 土地表示 大字高城字藪村下〇〇番 地目 田 地積 977 m² 他 7 筆 合計 田 7 筆 4,793 m² 畑 1 筆 526 m² 合計 8 筆 5,319 m² 移動区分 売買 売買価格 全部で 2,659,500 円 経営状況 家族 2 労働力 3 経営面積 44,680 m² 家畜 なし 移動の理由 規模拡大 担当委員は 1 番鎌田会長です。資料につきましては 12～13 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 11 番 譲渡人 I. T 譲受人 T. T 土地表示 大字高城字田神〇〇番 地目 田 地積 355 m² 他 10 筆 合計 田 11 筆 8,940 m² 移動区分 贈与 売買価格 なし 経営状況 家族 2 労働力 4 経営面積 42,665 m² 家畜 なし 移動の理由 生前贈与 担当委員は、1 番鎌田会長です。資料につきましては 14～15 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 12 番 譲渡人 M. K 譲受人 S. H 土地表示 大字椎木字杉ノ本〇〇番 地目 畑 地積 598 m² 移動区分 売買 売買価格 全部で 500,000 円 経営状況 家族 4 労働力 2 経営面積 11,734 m² 家畜 なし 移動の理由 規模拡大 担当委員は、8 番平野委員です。資料につきましては 16 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号 9 番の案件ですが、私が議事参与の関係で審議に入れませんので、本案件につきましては、議長を 2 番工藤副会長にお願いし退席をさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>(鎌田会長退席)</p>
<p>議長 (副会長) 工藤 久美子</p>	<p>それでは、受付番号 9 番につきまして、鎌田会長が議事参与の関係で退席されましたので、私の方で議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、担当となります事務局から説明をお願い致します。</p>

<p>(事務局) 濱砂 主事</p>	<p>受付番号 9 番について説明致します。譲渡人の A. Aさんが 6 月に相続の手続で事務局に来られて、農地の買い手を探しているということで、事前に鎌田会長には相談をされていたそうです。地図を見て頂いて判るように、細長く道際の田で、買い手がなかなか見つからないということで、K. Kさんが買うということになりました。面積の小さい生産性の低い農地でありますので、価格は、1 反当り 30 万円で計算してあります。185 m²なので 55,500 円の売買価格となります。以上です。</p>
<p>議長 (副会長) 工藤 久美子</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 9 番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 9 番は承認可決とします。</p> <p>鎌田会長の議事参与に係る案件が終了しましたので、私は、ここで議長を退任させていただきます。</p> <p>(1 番鎌田会長議長席に戻る)</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 10 番について担当委員の私の方から説明致します。K. Tさんは私の近所の方で、田を売りたいということでした。以前耕作をされていた方に話をしたのですが、価格の面で折り合いがつかず、H. Tさんに売られることになりました。相場には近い価格で買ってもらえたのではと思っています。一括購入ということですので、よろしくをお願いします。H. Tさんは川南町の方ですが、すでに下鶴の方に何反か農地を購入をされています。本人は、体が不自由で耕作できる状態ではありませんが、人を使って耕作されています。作物は、白菜・キャベツなどを作られるということです。ご審議の程よろしくをお願いします。この件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進員の田村推進委員から補足があればお願い致します。</p>
<p>(推進委員) 田村 和之</p>	<p>別にございませぬ。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 11 番についても担当委員の私の方から説明致します。譲受される T. T さんは、I. T さんの娘さんの子供でお孫さんになられる方です。すでに、竹鳩のほうで I. T さんのハウスを T. T さんが経営をされています。この案件の田は既に T. T さんが耕作されています。I. T さん自身が高齢のためお孫さんへ譲りたいとのこと。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>この件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進員の田村委員から補足があればお願ひ致します。</p>
<p>（推進委員） 田村 和之</p>	<p>別にございません。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 12 番について担当委員の 8 番平野委員から説明をお願いします。</p>
<p>（8 番） 平野 豊文</p>	<p>M. K さんと S. H さんの売買の件は、矢野推進委員に進めていただいたので、矢野推進委員に説明をお願いします。</p>
<p>（推進委員） 矢野 健藏</p>	<p>推進委員になって初めてです。判らないことばかりですが、資料のとおり M. K さんが高齢で耕作が厳しいため、誰か買ってくれる人はいないかということで、申請地に隣接している S. H さんにお話をしましたところ、買ってほしいと言ってくれましたので、お互い了解の下で、50 万円での売買となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてあります。受付番号 10 番、11 番、12 番につきまして一括して質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方は、挙手のうえ受付番号をおっしゃってから質疑をお願ひ致します。</p>
<p>（5 番） 堀田 計一</p>	<p>受付番号 10 番ですが、H. T さんはたびたび農地を購入されていますが、前のときは購入された農地が荒れているということもあったのですが、心配はないのでしょうか。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>H. T さんとは、何回か話をさせていただいたのですが、現在所有している農地で草山になっている所があります、そんな状態では困りますと伝えていますが、間違いなく、管理をしますと本人から返答をいただいております、その言葉を信じるしかないと思っています所です。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p>
<p>（5 番） 堀田 計一</p>	<p>受付番号 12 番ですが、598 m²で 50 万円というのは、何か理由があったのですか。この金額で売ればよいことでしょうか。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>価格のことですけど、面積に対して高いのではないかということですが、特別にお話があればお願ひします。</p>

<p>(推進委員) 矢野 健藏</p>	<p>実は、2~3年前に宅地として売買したいということで、100万円を提示されていたそうですが、宅地ならばそれなりに整地をしてから売ってくれとS. Hさんが申し入れをした所、M. Kさんが白紙にしてくれと取下げされていました。今回どうしても耕作できないので、売りたいとの相談をされ、隣接しているS. Hさんに再度、声かけをしました所、少し高いけど買うということになりました。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他に、質疑はございませんか。質疑が無いようですので質疑を打ち切りたいと思います。それでは、お諮りしたいと思いますよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第36号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号10番、11番、12番の申請につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について受付番号10番、11番、12番は承認可決と致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第37号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の説明と朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の17ページをお願いします。</p> <p>議案第37号 非農地証明願いの承認についてであります。非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号9番 申請人 S. K 土地表示 大字椎木字下中原〇〇番 面積468㎡ 他4筆 合計 畑 5筆 4,771㎡ 地目 登記 畑 現状 山林 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備等(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち次ぎのいずれかの要件を満たしている。</p> <p>(ア) その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。</p> <p>(イ) (ア) 以外の場合にあって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続しても利用することができないと見込まれる場合に該当すると思われます。担当委員は、3番坂本委員です。資料は、18~20ページに添付してあります。以上です。</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、写真説明をお願い致します。
事務局 （濱砂 主事）	プロジェクターにて写真説明。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、担当委員の3番坂本委員に説明をお願い致します。
（3番） 坂本 康充	場所は、M梨園さんの対面になります。申請者のS. Kさんに確認しましたところ、30年以上このような状況ですので、もとの地目である畑に復帰するのは困難だと思われまます。ご審議の方よろしくお願ひします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	この件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進員の國岡委員から補足があればお願ひ致します。
（推進委員） 國岡 伸二	別にございません。
議長（会長） 鎌田 勝敏	説明が終わりましたので、議案第37号 非農地証明願ひの承認についてであります。受付番号9番につきまして、質疑をお受け致します。質疑がある方は挙手をお願ひ致します。 （質疑・意見なし） 質疑が無いようですので質疑を打ち切りたいと思ひます。それでは、お諮りします。議案第37号非農地証明願ひの承認についてであります。受付番号9番について賛成の方は挙手をお願ひ致します。 （全員挙手） 全員賛成との事でありまますので、議案第37号非農地証明願ひの承認について受付番号9番については承認とします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願ひ致します。
事務局 （事務局長）	それでは、総会資料の21ページをお願ひします。 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。 受付番号8番 譲渡人 O. N 譲受人 株式会社 K 土地表示 大字高城字田神 ○○番 地目 畑 地積 398 m ² 全部で畑2筆 1,138 m ² 移動区分 売買 転用目的 太陽光発電施設用地 施設概要 太陽光発電施設用地

事務局 (事務局長)	【宅地(854.58㎡)を含む】1,992.58㎡ 担当委員は1番鎌田会長です。資料は、22~41ページに添付してあります。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、写真説明をお願い致します。
事務局 (濱砂 主事)	プロジェクターにて写真説明。
議長(会長) 鎌田 勝敏	<p>それでは、担当委員の私の方から説明をさせていただきます。写真説明でもありましたとおりですが、O. Nさんにはお会いできていません。代理人の行政書士のKさんには現地調査でお会いしました。現地は、畑ですが、数年来耕作されていない状態ですが、草刈りはしてあるので藪にはなっていません。農地としては面積も小さいし、道からの段差があり機械が入りづらい農地でありますので、太陽光の計画をされたのだと思います。家を挟んでの農地でありますので、耕作は難しいと考えております。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>この件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進員の田村委員から補足があればお願い致します。</p>
(推進委員) 田村 和之	別にございませぬ。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは質疑に入ります。議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。質疑のある方は挙手をお願い致します。
(6番) 西 和浩	説明がありましたが、申請地の間に家がありますけど、誰か住んでおられるのでしょうか。
事務局 (濱砂 主事)	現在、Sさんが住んでおられます。奥のほうにS. Kさんの畜舎と、南側にも住んでおられる方がいます。行政書士のKさんが代理申請されておられまして、事前にSさん本人及び周辺の関係者に説明し了解を得ていることを、現地確認のときに聞いています。
事務局 (事務局長)	資料の23ページの許可申請書ですが、4転用計画 工作物 発電施設(50kw)と記載してありますが、説明の25ページは50kwとなっています。26ページは82.24kwと説明がありますが、この許可申請書はあくまで50kwとなっておりますので、記載漏れがあるのではないかと危惧しているところです。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、調べないといけないということですか。
事務局 (事務局長)	そうではなく、ここに記載しないといけないのではないのでしょうか。あくまで50kwの許可申請ですので。
事務局 (濱砂 主事)	内容に不備はございませんが、総会后、行政書士のKさんに82.24kwの記載漏れではないかを確認させていただきます。

<p>(5番) 堀田 計一</p>	<p>Sさんは、太陽光のパネルの位置とか、障害にはならないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (瀨砂 主事)</p>	<p>パネルの向きは、主製図でいうと北向きになるので、現地確認のときに話を聞いています。</p>
<p>(5番) 堀田 計一</p>	<p>別にいいということですね。両方に囲まれていますので、後からトラブルにならなければ大丈夫ですけれど。</p>
<p>事務局 (瀨砂 主事)</p>	<p>事前に了解を得ているとのことです。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>他に質疑がないようですので、お諮り致します。議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号8番につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号8番については承認ということで原案どおり許可相当として県知事に意見書を添えて進達させていただきます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第39号 農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>総会資料の42ページをお願いします。議案第39号農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号1 受付番号8 移動区分 売買 譲受人 N. S 譲渡人 T. K 土地表示 大字椎木字松下〇〇番 地目 田 他1筆 地積608㎡ 合計田 2筆 1,230㎡ 利用目的 稲作 売買価格 全部で250,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2017年9月29日 担当委員は7番後藤委員です。資料につきましては43ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当の7番後藤委員から説明をお願い致します。</p>

<p>(7 番) 後藤 ミホ</p>	<p>T. Kさんが、あっせん事業に挙げられている農地です。岩渕ですが、農地としては山にかぶっていて3分の1ほどは陰になっていて、まともに耕作できない農地です。田の方は取水もなかなかうまく出来ないというので、購入希望者はいませんでした。あっせんを進める中で、T. Kさんといろいろと話をしながら購入者をあたっていましたが、事務局の上川相談員がN. Sさんに本案件につきまして、お話をされ、売買の運びとなりました。ご審議の程、よろしくお祈いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは質疑に入りたいと思います。議案第 39 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第 39 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。受付番号 8 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成とのことですので、議案第 39 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について受付番号 8 番につきましては承認可決とします。</p> <p>以上で、本会議を終了致します。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 9月の行事予定について 2 農地利用状況調査の引き継ぎについて 3 その他</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成 29 年 8 月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>

